

茨市推第 156 号  
令和 2 年 4 月 21 日

各地区連合自治会長の皆様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の休館等について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和 2 年 4 月 16 日には、国から全ての都道府県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されるとともに、13 都道府県（大阪府を含む）について、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」として指定されました。

つきましては、各コミュニティセンターにおいて、現在、休館中であっても、利用申請等に係る受付を実施していただいているところですが、市内の感染者数も増加傾向にあること、また、特に重点的に感染拡大防止の取組を進める必要のある「特定警戒都道府県」として指定されていることなどから、利用申請等（キャンセルを含む）の受付を令和 2 年 4 月 22 日（水）から令和 2 年 5 月 10 日（日）まで休止することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、各コミュニティセンターにつきましては、令和 2 年 5 月 10 日（日）まで一切、利用できませんので、ご理解とご協力いただきますとともに、可能な範囲で単位自治会長の皆さまにお知らせいただきますよう、お願い申し上げます。